

## UPC の最新事情

Osha Liang の過去のニューズレターで言及されているように、必須批准国である二つの国---すなわちイギリスとドイツ---が自国の UPC 批准プロセスを進める旨の決定を未だに下していないため、統一特許裁判所協定 (UPC 協定) の批准プロセスはまだ完了していない。

イギリスが 6 月の解散総選挙の後で UPC 協定を批准する意向を表明したにも関わらず、イギリスの EU 離脱決定によって生じた不確実性に加えて、差し迫った統一特許裁判所(UPC)の運用開始に対して更に大きな疑念が向けられている。イギリスの総選挙の結果として、議会で単独過半数を占める政党が存在しないという事態が起こったのである。いつになったら政府が完全に機能するようになるのか、今後数か月のうちに新たな選挙の実施を余儀なくされることがあるか否か、といった問題はいまだに不鮮明である。

最近のドイツの報道機関の発表によれば、ドイツ最高裁は UPC 法案の承認を遅らせるようドイツ大統領に要請したという。同法案がドイツ憲法を侵害しているとして一人の私人が提起した申立による違憲審査が現在進行中だからである。この審査によって生じる遅延が数週間なのか数か月に及ぶのかは未だ判然としない。

さしあたって、UPC 準備委員会は同委員会の計画について 2つの変更点を伝えた。第 1 の変更点として、UPC 協定の暫定適用議定書について預託・受理された批准文書が必要な数に達しておらず、この暫定適用期間の開始が UPC 裁判官の採用プロセスにおける面接開始の要件となっているため、裁判官候補者の面接は 2017 年の夏から秋に延期されることとなった。第 2 の、そして最も重要な変更点は、上記の手続に若干の遅滞が生じたために、かねてから公表されていた UPC の運用開始目標日(2017 年 12 月を想定していた)を変更せざるを得ない旨を同委員会が発表したことである。

現時点では、いわゆる「サンライズ期間」がいつ開始されるかを予想することは困難である。この期間は、UPCの運用が開始される前に、既存の欧州特許/出願をUPCの独占的管轄権の適用除外とする(オプト・アウトする)可能性を提供するものである。

我々としては、状況がもっと明らかになり次第、UPC 協定の施行に関して新たに予想される目標日(それは結果的に最も早いオプト・アウトの日付となる)をお知らせする所存である。